
学会シンポコメント ～経済法学の観点から～

— 東條吉純(立教大学) —
2026.10.17@慶応義塾大学

本コメントの構成

0 はじめに

1 総論的コメント

2 設備形成(発電能力確保)にかかる
制度設計

3 短期市場, 調整力と同時市場の設
計

4 電源の脱炭素化と電源過少投資問
題

5 規制料金(経過措置料金)

0. はじめに

(1) 過去20年の事業環境の大きな変化

再エネ電源の導入拡大 (2010年代以降)

LNG火力設備投資リスク, 給電・系統システムへの負荷

電力需要拡大(AI/DC) (2020年代以降)

発電能力確保という課題

物価・金利上昇, 施工力確保の困難さ (2010年代後半以降)

設備投資リスクの増大

国際システムの変容 (2010年代後半から顕在化)

高い地政学リスクが常態化する世界

(2) 各種公益(S+3E)の優先順位の変化

～2010年代半ば

経済効率性を優先 + 環境適合も推進

・短期市場創設・運営, 新電力育成

・再エネへの公的支援推進

2010年代半ば～

安定供給にかかる課題が顕在化

・発電能力確保, 系統整備の課題が表面化

2020年代以降

安定供給を最優先へ?

・発電能力確保, システム強靱性の重視

1. 総論的コメント

1. (1) マーケットデザイン(武田論文)

《問題意識》 制度設計の限界と「再構築」の課題

市場設計を含むシステム設計において、事業環境の変化に応じて、継続的に制度設計の「再構築」(＝大幅な見直し?)を求められる電力システムの制度設計にかかる理論的基礎を与えうると評価されるマーケットデザイン(学)には、どのような限界があるか。

《具体例》 理論的な「正しさ」と様々な副作用

例えば、電気の価値を細分化してそれぞれについて市場を設計、運用することにより、経済効率的なシステムを設計するという考え方は、理論的な「正しさ」とは裏腹に、様々な副作用を生み出したようにも見える。

1.(1)マーケットデザイン(続き)

《論点1:政策課題の相互関連性》「独立の政策目標」の限界と電源投資の過少化

「個別の政策目的に沿った個別の政策手段」という考えは課題が相互に複雑に関連するため成立しにくい。短期市場化や新電力育成は一定の成果を得たが、**電源投資の過少化**を招き、発電所建設の長いリードタイムも相まって、事業環境変化への対応が遅れるという事態を生んでいる。

《論点2:ガバナンスと検証のあり方》「無謬性」バイアスによる「市場の失敗」の検証不全

「エネルギー正義」のガバナンス観点から見ると、「**無謬性**」バイアスが強い技術官僚・専門家が、自ら設計・推進した市場の「失敗」を適正に検証せず、新たな市場設計で上書きしようとする動機づけを適正に検証できていない懸念がある。

1. (1) マーケットデザイン(続き)

背景・経緯 経済効率性への強いバイアスと長期ロードマップ

我が国の電力システム改革は、制度設計がスタートした **2011年時点** で支配的だった政策課題(**市場競争による経済効率性の実現**)への強いバイアスがかかった状況において長期のロードマップが策定され、それに沿って、手直し・修正を重ねつつ進められてきた。

ガバナンス上の問題提起 検証主体の「中立性」に関する論点

先年ようやく実施された電力システム改革の検証作業 (2025年)についても、「**エネルギー正義**」や**ガバナンスの観点** から大きな懸念が存在する。

? 本来、改革を推進してきた当事者である「資源エネルギー庁」自らが検証するのではなく、より中立的な第三者機関によって実施されるべきだったのではないか？

1.(2)事業法と独禁法

《市場創設とプレイヤーの行動》「市場」形成過程における戦略的行動の発生

電力システムのように、規制当局（エネ庁、監視等委（電取委））が「市場」を創設し、当該市場における競争を期待する場合、その形成過程において、参加プレイヤーに様々な戦略的行動を生む契機となる。

《規制当局の対応》事業法上の規制・ガイドラインおよび行政指導の活用

これに対して、規制当局は事業法上の事前・事後規制、ガイドライン等の策定、あるいは、法令上の根拠がやや弱い中で、行政指導を通じて、事前・事後の規制によって対処することを目指す。

1.(2)事業法と独禁法(続き)

《現状・背景》独禁法の果たす役割と行政指導による推進

こうした状況下において、独禁法の果たす役割はどういうものか。例えば、旧一電、新電力間の公正競争環境整備にかかる最重要な取組の一つである内外無差別コミットメントの実施・モニタリング(事前規制)の多くは行政指導を通じて推進されている。

《論点・検討事項》競争当局としてのアクションのあり方

市場構造的に旧一電に新電力排除の誘因と能力がある中で、強力な行政指導の下に継続的なモニタリングが行われている中で、

？ 独禁法違反被疑事件として積極的にアクションをとることは事件選択の レベルの問題ともありうるか？

？ それとも、実態調査等を通じて競争当局としての提言や助言という形で発信するにとどめるべきか。

1.(2)事業法と独禁法(続き)

《関連分野の検討》ネガワット調整金・非化石価値取引における問題(柴田, 39-42頁)

《規制当局・公取委の対応》実態調査報告書と継続的な行政指導

2025年4月公表の公取委「小売・発電取引分野の実態調査報告書」の調査期間(2024年3月～同年10月)時点において、規制当局は同様の問題点を把握しており、ガイドラインの策定に加え、行政指導及び履行監視を継続的に実施していると推測される。

2. 発電設備形成にかかる制度設計

《再エネ導入と長期投資シグナル》スポット市場中心設計の限界と過少投資の構造

武田論文23頁において、「スポット市場中心の設計が長期投資シグナルとして十分に機能しにくい局面」とあるが、昨今の地政学リスクの高まりやAI/DC特需とは異なり、再エネ導入拡大は電力システム改革における長期的な既定路線であったことを考慮すると、むしろ、再エネ導入拡大が進み、シグナルとして十全に機能しないことが明らかになった、というべきではないか。電源設備投資という投資の長期回収が求められる市場において、長期の需要予測が成り立たないことに加え、価格スパイクも需要家保護の観点から政治的に容認されない(少なくとも小売料金には転化できない)ことは従前からの共通理解であり、過少投資になるのはごく自然な成り行きであったと言える。

《歴史的評価》総括原価時代の「貯金」と理論的説得力

むしろ、かつての地域独占・総括原価時代の過剰投資の「貯金」によって、自由化プロセスにおける一定期間にのみ、長期投資シグナルとしての機能が、理論的な「正しさ」(＝一定の説得力)をもちえた、というべきではないか。

3. 短期市場，調整力と 同時市場の設計

3.(1)短期市場の価格決定方式

《シングルプライス維持の論理》 安定供給と最終消費者保護の観点

武田論文17頁で紹介されるシングルプライス方式の見直し論について、価格スパイク時には「公正性」の観点から問題が露呈するのは事実である。「エネルギー危機が明らかにした2つの論点」にある通り、地政学的有事が繰り返し発生し安定供給が主要課題となる中、今なおシングルプライス方式を維持せざるを得ないのはなぜか。特に安定供給と最終消費者保護の観点も踏まえてご教示願いたい。

《公的支援 vs 経済効率性》 メリット評価と実証研究の蓄積

膨大な公的支援(国家補助等)のコストを勘案した上で、経済効率的な短期市場というメリットの維持とそれ以外の選択肢(例:マルチプライス方式)を秤に載せた時、システムとしてシングルプライス方式を維持することの方がメリットが大きいかどうかは実証の問題と理解してよい。もし、マーケットデザイン(学)にかかる諸研究成果の中に、この問題についての実証研究があるならご紹介いただきたい。

(2) 欧米の短期システムとの比較制度論

《欧州型との比較》セルフディスパッチ制とゾーン価格制

「短期市場では米国の制度、中長期市場では欧州の政策と、それぞれ共通点を確認できる」(武田, 16頁)とあるが、米欧の短期市場の説明にもある通り、日本の制度と比較した場合、セルフディスパッチ (SD)制度、ゾーン価格制をとる点において欧州型とは言えないか(cf 米国のセントラルディスパッチ制, ノードル価格制)。

《同時市場の設計》「ハイブリッド型」市場設計の位置付け

また、現在進行する同時市場の設計において、SD制度を維持しつつ、米国の制度(スリーパートオファーによる kWhと Δ kWの同時約定)を参照しようとしているのは、19頁で指摘される通り、「ハイブリッド型」というべき市場設計であり、米国型との共通点をことさらに強調すべきでないようにも思える。

3. (3) 需給調整市場と同時市場の設計

《需給調整市場設計の検証》 kWh・ΔkWhの取り合いと欧州型との共通点

関連して、同時市場が志向されるに至った経緯として、需給調整市場設計の失敗（kWhとΔkWhの取り合い）、という問題がある。この問題の検証について何かお考えがあればご教示いただきたい。日本の場合、エリアごとに価格決定が行われ、かつ、給電方式においてSD制度が維持されている。短期市場の仕組みの大枠としては、欧州型との共通点の方が強いのではないか。

《同時市場参加者の行動リスク》 短期市場全体への影響とリスク評価

また、現在設計中の同時市場の市場参加者が、需給調整市場の場合と同様に、市場設計者の狙い通りに反して戦略的に行動する場合には、その影響は、需給調整市場の比ではなく、短期市場全体に及ぶが、kWhの短期取引は、せっかくここまで最優先で育成してきたことを考慮すると、そのリスクについてはどのように考えるべきか。

4. 電源の脱炭素化と 電源過少投資問題

4.(1) 容量市場と長期脱炭素電源 AX

《柴田論文》公取委の指摘に対する積極的評価

柴田論文37-38頁は、長期脱炭素電源 AXの文脈において「公正取引委員会が、特定の電源にとって不利となる条件が定められた場合…発電事業者の参入及び競争促進が妨げられるため問題となることを明らかにしたことは重要である」と積極的に評価する。

《制度趣旨と競争政策上の論点》 入札条件の合理性と問題提起

容量市場(長期脱炭素電源AXを含む)の市場設計において、安定電源、最低容量基準等の入札参加条件の下で特定の電源(発電技術)が除外される場合があるのは事実だが、容量市場が「発電する能力」を取引する市場であるという制度趣旨や、脱炭素AXが巨額の初期投資の回収にかかる長期の予見可能性を付与するという制度趣旨に照らすと、安定電源条件、最低容量基準等の入札参加条件の設定は、対応すべき政策課題に適合的であり、合理的なルールであると考えられる。

また入札条件は、電力システムにおける他の関連制度(例:再エネに対する公的支援)を含む制度全体のバランスの中で、各種公益(3E)を総合考慮して定められていると考えられる。競争政策の観点から問題のおそれがあるという指摘は正鵠を射た指摘か？

4.(1) 容量市場と長期脱炭素電源 AX

《前提・事実》 電源種別募集上限の影響

長期脱炭素電源 AXの電源種ごとの募集上限が、将来の電源構成に影響を与えること自体は事実である。

《政府の計画・誘導と制度評価》 鳥瞰的視点に基づいた評価の必要性

- ① 政府による計画・誘導の仕組み： 将来の電源構成は、本制度のみならず各種の施策を通じて政府が総合的に計画・誘導する仕組みになっている。
- ② 「木を見て森を見ない」懸念： 本制度だけを取り上げて「特定の電源にとって不利となる条件が定められた場合」云々を疑問視することは、全体像を見失う論議（「木を見て森を見ない」視点）にならないか。

4.(2) PPA(電力購入契約)の評価

《柴田論文》再エネPPAの独禁法上の評価

柴田論文45頁では、FIT/FIP等の公的支援に代替するPPA(発電事業者＝需要家間の相対の長期電力供給契約)について、「長期的な電力供給契約については、独禁法の観点からも問題になりうるが、再エネの電力取引として新規の事業者が実施するようなPPAは独禁法上、問題になることはないであろう」と述べる。

《AI/DC需要急増と競争法上の論点》 投入物閉鎖・先占のリスクと問題提起

① **AI/DC需要急増と必須投入物**: 山口コメントが指摘する通り、AI市場競争における必須の投入物として電力がクローズアップされている。

② **米国における問題顕在化と我が国への示唆**: ビッグテック等によるDC設置競争が激化する中で、PPAを通じた投入物閉鎖による競争者排除や、新規開発の発電設備の先占による周辺地域社会への悪影響等、米国では競争法上の問題が既に顕在化しつつある。

我が国においても類似の問題状況が認められるところ、「独禁法上問題になることはない」とは言えないのではないかと。

規制料金（経過措置料金）

燃調上限と経過措置料金の解除基準

【論点1】燃料価格高騰時の価格転嫁の難しさ和新電力への影響

- ・規制料金の認可制や需要家反発等のため、旧一電が卸売価格上昇分を即時に小売価格へ転嫁することは困難。
- ・申請時期のズレにより新電力が価格競争で不利となった可能性はあるが、これを直ちに旧一電の「不当廉売」とみるのはやや無理があり、燃調制度等に内在する制度上の課題と評価すべきではないか。

【論点2】燃調上限(需要家保護)の課題と本来の対応策

- ・燃調上限は主として「需要家保護」を目的とした規制価格設定の問題。
- ・制度に問題があるならば、経過措置料金の解除基準を緩和するのではなく、燃調上限の設定方法自体を見直して対応すべきである。

【結論】経過措置料金解除基準の緩和に対する疑問

- ・旧一電が一時的な内部補助が強いられたという事実のみをもって、経過措置料金の解除基準を緩和することを論じるのは論理の飛躍がある。
- ・本件は現行の規制料金および燃調制度そのものに内在する制度的課題として整理すべき。

燃調上限と経過措置料金の解除基準(続き)

《公取委実態報告書の解釈》 公正な競争環境確保と燃調上限の区別

関連して、長尾論文 60頁で言及される公取委・実態報告書(卸取引分野) 77頁は、相対卸取引における旧一電の不当な内部補助について旧一電＝新電力間の公正な競争環境確保の観点から望ましくないと述べるものであり、規制料金にかかる燃調上限を念頭に置いた記述ではないことにも留意する必要がある。

《制度設計・優先順位の検討》 公益(S+3E)の緊張関係と今後の方向性

仮に上述のような整理が正しいとすれば、次に制度設計の観点から考察されるべきは、各種公益(S+3E)の間の緊張関係を踏まえた上で、制度設計上の優先順位をどのように考えるかという点である。

・論点・ご質問: この点、フランスにおける議論状況も踏まえ、どのようにお考えかご教示いただきたい。